

小松市民センター・小松市立北部児童センター
指定管理者募集要項

問い合わせ先

小松市役所行政管理部地域振興課

目 次

1	対象施設の概要	03
2	指定管理者が行う業務	04
3	指定期間	05
4	管理運営経費等	05
5	市民センターの使用料	05
6	応募の資格等	05
7	募集要項等の配布	06
8	提出書類等	07
9	説明会	08
10	募集内容等に係る質問の受付	08
11	応募申請書受付期間及び提出先	08
12	応募に関する留意事項	09
13	指定管理者の選定及び指定等	09
14	スケジュール	10
15	問い合わせ先	10

	指定管理運営事業提案書かがみ	11
様式第1号	指定管理者指定申請書	12
様式第2号	管理運営事業提案書	14
様式第3号	指定管理者事業計画書	16
様式第4号	管理運営業務収支計画書	19
様式第5号	管理運営業務収支計画年次表	21
様式第6号	類似施設等管理運営実績表	23
様式第7号	市税滞納有無調査承諾書	25
様式第8号	誓約書	26
様式第9号	職員・従業員等調書	27
様式第10号	法人等概要書	28
様式第11号	共同体構成員届	29
様式第12号	共同体協定書	30
様式第13号	委任状	31
様式第14号	指定管理者募集説明会申込書	32

様式第 15 号, 16 号	指定管理者申請に関する質疑書	33
様式第 17 号	指定管理者指定申請辞退書	36
別記様式 1	賃金水準スライド対象人件費計算書	37

資料	市民センター平面図	39
----	-----------	----

別添	指定管理者制度における賃金スライド制度の手引き	41
----	-------------------------	----

小松市民センター・小松市立北部児童センターの指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に定める指定管理者）を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称

小松市民センター（以下「市民センター」という。）及び小松市立北部児童センター（以下「児童センター」という。）

(2) 所在地

小松市大島町丙 42 番地 3

(3) 施設規模

- ・構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造一部 2 階建
- ・面 積 敷地 43,920.16 m² 建築延 6,515.52 m²

(4) 施設内容

特別集会施設, コミュニティ供用施設, 老人福祉施設, 屋外運動場

○ 特別集会施設

- ① 大ホール （舞台）間口 15 m, 奥行 13 m, 高さ 7.8 m
イス席 546 席, 車イス席 2 席, 親子観覧室 10 人
音響調整室・映写室・調光室・調光機械室・予備調整室が付属
- ② 小ホール （舞台）間口 10 m, 奥行 4 m, 高さ 4.5 m
350 m² 映写室・用具庫が付属
（3 人掛け机で最大 240 名）
（椅子のみで最大 350 名）
- ③ 楽屋 1 （和室） 31 m²
- ④ 楽屋 2 （洋室） 39 m²
- ⑤ 楽屋 3 （洋室） 38 m²
- ⑥ マルチスタジオ 132 m²
- ⑦ その他 ホワイエ・シャワー室（男女各 1）
便所（男女各 2・身障者用 1）・湯沸室 ほか

○ コミュニティ供用施設

- ① 大集会室兼体育室 834.48 m² 高さ 9 m
- ② 児童遊戯室 63.0 m²
- ③ 児童図書室 37.67 m²
- ④ スマイルルーム 124.65 m²
- ⑤ ホットルーム 63.0 m²

- ⑥ ミーティングルーム 126.0 m²
- ⑦ セミナールーム A・B・C 189.0 m²
- ⑧ 和室1・2（踏込・水屋・前室含む） 61.80 m²
- ⑨ その他 湯沸室・便所（男女各2）・身障者用便所
更衣室（男女各1）・用具室 ほか

○ 老人福祉施設

- ① 事務室 19.18 m²
- ② 生活・健康相談室 60.52 m²
- ③ 教養娯楽室・図書室（踏込・水屋含む） 63.0 m²
- ④ 和室集会室（踏込含む） 117.6 m²
- ⑤ 機能回復室 63.0 m²
- ⑥ 浴室（男女各1・脱衣室含む） 49.0 m²
- ⑦ 作業室（カルチャー室） 95.94 m²
- ⑧ その他 便所（男女各1）・湯沸室 ほか

○ 屋外運動場

- ① 多目的広場 12,605 m² 夜間照明あり
- ② 管理棟 252 m² 便所, 更衣室, 管理室
- ③ その他 芝生敷地

○ 市民センター共通部分

- ① エントランスホール（廊下含む） 136.269 m²
- ② ロビー 36.095 m²
- ③ 事務室 38.855 m²
- ④ その他 印刷室・湯沸室・宿直室・書庫・自販機コーナー
機械室・ボイラー室・発電機室・電気室・ポンプ室
中庭 ほか

○ 児童センター

- ① 市民センターの大集会室兼体育室（児童集会室）、児童遊戯室、
児童図書室、1階便所、湯沸室、事務室
- ② 屋外遊具施設

2 指定管理者が行う業務

- (1) 市民センター・児童センターの利用の承認等に関すること
- (2) 市民センター・児童センターの施設及び設備の維持管理に関すること
- (3) その他市民センター・児童センターの管理上市長が必要と認める業務
業務の詳細は「小松市民センター・小松市立北部児童センター指定管理仕
様書」で示します。

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。（5年間）

指定期間開始時には基本協定、指定期間中会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、小松市と細目を定める年度協定を締結するものとします。

4 管理運営経費等

管理運営に係る小松市からの管理委託料は、協定書に基づき四半期ごと（予定）に支払います。

管理運営に係る小松市からの令和8年度の管理委託料は、市民センターは61,400千円を上限とし、児童センターは11,825千円を上限とします。（うち修繕費は、市民センターが3,000千円、児童センターが300千円とし、年度末に精算するものとする。）

過去2年間の維持管理費用等は、市民センターについては地域振興課で提示し、児童センターについては子育て環境課で提示します。

また、賃金水準の変動については、提案いただいた人件費のうち給与等を、賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映していきます。（以下、この仕組みを「賃金水準スライド制度」といいます。）

賃金水準スライド制度の詳細については、別添「指定管理者制度における賃金スライド制度の手引き」を参照してください。

5 市民センターの使用料

小松市民センター条例（以下「条例」という。）及び小松市民センター条例施行規則（以下「規則」という。）に規定する使用料は、指定管理者の収入として取り扱います。

6 応募の資格等

(1) 応募者の資格

- ① 応募者は、指定期間中において、安全円滑に市民センター並びに児童センターを管理運営できる次の法人その他の団体又は複数の法人等が共同する団体（以下「法人等」という。）とします。

ア 公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人

イ 社会福祉法人

ウ 次の要件を満たす上記ア及びイ以外の者

- a) 児童センターを設置及び運営するために必要な経済的基礎があること。
 - b) 社会的信望を有すること。
 - c) 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。
 - d) 児童センターの運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。
- ② 法人等及び共同体の代表構成員は、小松市内に事務所を設置していることとします。
- (2) 欠格事項
- 次に該当する法人等は、応募者になることはできません。
- ア 法律行為を行う能力を有しないもの
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続を開始している法人
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
 - オ 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げたもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したもの
 - カ 税を滞納しているもの
 - キ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当するもの。ただし、法施行令第122条及び第133条（市が資本金、資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上出資している法人）に該当する場合を除く。
 - ク 指定管理者（共同事業体の場合は構成団体も含む）になろうとする法人又はその役員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当する場合
- なお、応募以後、上記の欠格事項に該当した場合、指定管理者の候補者となることができません。

7 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和7年9月19日（金）から令和7年10月20日（月）

- (2) 配布時間 午前9時から午後5時まで 但し、土日及び祝祭日を除きます。
- (3) 配布場所 小松市役所2階 地域振興課窓口
- (4) 郵送 郵送を希望される場合は、320円分の切手を貼った返信用封筒（A4サイズの書類が入るもの）を同封の上、地域振興課まで請求ください。
- (5) インターネット
小松市からのホームページからもダウンロードできます。
ホームページアドレス
<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1010/kounoshisetsu/2/3153.html>

8 提出書類等

申請は、次の必要な書類を作成のうえ、提出してください。

なお、共同体による申請の場合は、下記の提出書類中「エ 申請する法人等に関する書類」は、構成員であるすべての法人等のものも併せて提出してください。

(1) 提出部数

提出書類は、原本1部、副本6部を提出してください。

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 管理運営事業提案書（様式第2号）

① 指定管理者事業計画書（様式第3号）

② 管理運営業務収支計画書（様式第4号）

③ 管理運営業務収支計画年次表（様式第5号）

ウ 類似施設等管理運営実績表（様式第6号）

（類似施設等の管理運営実績がある場合に提出）

エ 税に関する書類

① 市税滞納有無調査承諾書（様式第7号）

② 法人等の国税及び県税の納税証明書若しくは未納がないことを証明する書類

オ 誓約書（様式第8号）

カ 職員・従業員等調書（様式第9号）

キ 申請する法人等に関する書類

① 法人等概要書（様式第10号）

② 法人等の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類及び団体等

の概要がわかるパンフレット等の資料

- ③ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書，法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し，共同体にあっては，共同体の結成にかかる協定書又はこれに相当する書類）（代表者が外国人の場合にあっては，外国人登録証明書の写し）

- ④ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近 2 事業年度の事業報告書，貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

ク 申請者が共同体の場合

- ① 共同体構成員届（様式第 11 号）
② 共同体協定書（様式第 12 号）
③ 委任状（様式第 13 号）

ケ 賃金水準スライド対象人件費計算書（別記様式 1）

コ その他市が必要であると認める書類

9 説明会

応募方法，応募書類，指定管理者業務についての説明会を次のとおり開催します。

- (1) 日 時 令和 7 年 9 月 25 日（木） 9 時 45 分から
(2) 集合場所 小松市役所 204 会議室
(3) 参加申込 説明会参加申込書（様式第 14 号）に必要事項を記載のうえ，持参，郵送，FAX 又は電子メールにより，小松市行政管理部地域振興課宛に申し込んでください。
(4) 申込締切 令和 7 年 9 月 24 日（水） 正午までに必着
(5) 留意事項 参加人数については，1 申請者につき 2 名までとさせていただきます。

10 募集内容等に係る質問の受付

- (1) 受付期間 令和 7 年 9 月 26 日（金）から令和 7 年 10 月 6 日（月）17 時まで
(2) 質問方法 別紙質疑書（様式第 15, 16 号）により，持参，郵送，FAX 又は電子メールにより，小松市行政管理部地域振興課宛に提出してください。
(3) 回答方法 受け付けた質問に対する回答は令和 7 年 10 月 10 日（金）を最終回答日とし，質問者及び説明会に参加された法人等に FAX 又は電子メールにて回答いたします。それ以外の人は「15 問合せ先」までご連絡ください。

※質問内容が法人等独自に係るものと判断されるものについては、当該法人等のみに回答し、それ以外についてはすべての法人に回答致します。

11 応募申請書受付期間及び提出先

- (1) 受付期間 令和7年9月19日（金）から令和7年10月20日（月）まで
（必着）
午前9時から午後5時まで
※但し、土日及び祝祭日は除きます
- (2) 提出先 小松市行政管理部地域振興課
- (3) 受付方法 応募申請書一式は必ず持参により提出してください。

12 応募に関する留意事項

- (1) 上記各種書類のうち持参以外で郵送、FAX 又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの電話確認を行ってください。
- (2) 本件業務に従事する本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁止いたします。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。
- (3) 提出された応募書類の内容を変更することはできません。（ただし、軽微な変更を除く。）
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (5) 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- (6) 応募書類について公表する場合その他小松市が必要と認めるときは、小松市は提出書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (7) 応募申請後に辞退する場合は指定管理者指定申請辞退届辞退届（様式第17号）を提出してください。
- (8) 応募に関して必要となる費用は、すべて応募団体の負担とします。
- (9) 小松市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合もあります。

13 指定管理者の選定及び指定等

- (1) 選定方式 指定管理者の選定は公募型とします。
- (2) 審査 選定会により審査を行います。詳細については後日改めて通知します。
- (3) 結果通知
 - ア 応募者全員に対し、文書で通知します。
 - イ 選定結果はホームページ等で公表の予定です。

(4) 協定締結 指定議案の議会議決後、正式に協定を締結します。

(5) その他

ア 小松市議会の議決を経てはじめて指定管理者となりますので、それまでの間に指定管理者に指定することが著しく不適當と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

イ 小松市議会の議決が得られなかった場合、準備のために支出した費用等については、一切補償しないものとします。

ウ 指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために小松市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適當でないとき、市が認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

14 スケジュール

指定管理者による指定管理開始までのスケジュールは次のとおりを予定しています。

令和7年9月19日（金）～10月20日（月）	募集要項の配布
9月25日（木）	応募予定者説明会
9月26日（金）～10月6日（火）	質問の受付
9月19日（金）～10月20日（月）	申請の受付
10月（予定）	指定管理者選定協議会の開催
11月中	選定結果の公表
12月（12月議会）	指定管理者の指定の議決
令和8年3月31日までに	基本協定の締結、事務の引継ぎ
4月1日	年度協定の締結、 指定管理者による指定の開始

15 問い合わせ先

市民センターに関すること

小松市行政管理部地域振興課 担当 石黒
電話 0761-24-8397
FAX 0761-23-6404
Mail kyoudou@city.komatsu.lg.jp

児童センターに関すること

小松市こども家庭部子育て環境課 担当 田中
電話 0761-24-8176
FAX 0761-24-4312

Mail jidou@city.komatsu.lg.jp

指定管理制度に関すること

小松市行政管理部総務課 担当 矢田

電話 0761-24-8151

FAX 0761-23-3791

Mail soumuka@city.komatsu.lg.jp